

議案第6号

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、労働基準法が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、町長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のために臨時の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、町長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のために臨時の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

時間外労働の上限規制を導入することで、職員の健康を守り、多様な働き方の実現を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

以下の内容を規則で定めます。

(1) 超過勤務命令の上限時間

ア イ以外の職員

1 か月について45時間以下、1年について360時間以下

イ 他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員

1 か月について100時間未満、2～6 か月平均で80時間以下、1年について720時間以下

(1 か月について45時間を超えて超過勤務を命じることができる月数は、1年について6か月以内に限る。)

※他律的な業務の比重が高い部署

業務の量、業務を処理すべき時期その他の業務の遂行に関する事項を自律的に管理することが困難な業務の比重が高い部署

(2) 上限時間の特例

大規模な災害への対応、その他の重要性・緊急性が高い業務に従事する職員に対しては、(1)の上限時間を超えて超過勤務を命じることができます。

(3) 超過勤務縮減に向けた対策の実施

業務の削減・合理化に取り組むなどの超過勤務の縮減に向けた適切な対策を講じるものとし、(1)の上限時間を超えて超過勤務を命じた場合は、少なくとも年1回、その要因の整理・分析を行い、検証します。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。